

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
1	1	1				「基本設計業務等を行い・・・」とありますが、本資料について募集公告時に公表して頂けると考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	実施方針3.1、表10に記載している資料閲覧の際に公表します。
2	4	1	1.1	4)	図1	排水系統の赤い線で岩木川取水ポンプ場をはさんだ2つのバルブに「(閉)」と記載されていますが、この意味をご教示ください。また、バルブの運用方法をご教示ください	排水時には手動にて「開」としておりますが、新浄水場の運用については契約後の協議とします。
3	4	1	1.1	4)	図1	排水系統の赤い線が記載されています。この配管は新設浄水場の設計・運用においても利用することは事業者提案となりますでしょうか。	事業者提案となります。
4	4	1	1.1	4)	図1	既存浄水場の濃縮槽（汚泥掻寄機）の運転状況をご教示ください。 ・汚泥掻寄機は運転されていますか。 ・汚泥の処理ルートは 沈澱池⇒排泥池⇒濃縮槽⇒天日乾燥床 と考えてよろしいでしょうか。	既設浄水場の濃縮槽は、現在使用を休止しております。そのため、汚泥掻寄機も運転しておりません。 汚泥の処理ルートは、沈澱池⇒排泥池⇒天日乾燥床となります。
5	4	1	1.1	4)	図1	水張り試験や試運転時に一次的に大量の排水を行う必要がありますが、既設の排水樋管に仮排水管を接続し岩木川取水口下流に放流は可能と考えてよろしいでしょうか。	可能と考えますが、契約後の協議によります。
6	5	1	1.1	5)		浄水処理方式に凝集沈澱及び急速ろ過方式とするとあります。それぞれの方式としては水道施設設計指針(2012)に記載されているものであれば、具体的には事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	募集公告等において示しますが、将来的な維持管理性を考慮した方式の提案を望みます。
7	5	1	1.1	5)		更新対象施設として、新樋の口浄水場と新常盤坂増圧ポンプ場が示されていますが、それぞれを結ぶ送水管は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	5	1	1.1	5)	表2	岩木川および新土淵川の計画高水位T.P. (m)を開示いただくようお願いいたします。	場所により値が変わりますので、事業者側にて確認してください。
9	5	1	1.1	5)	表2	取水ポンプ施設に、「既設改修」という記載がございますが、具体的にはどの設備のこういった改修を想定されているか開示していただけますでしょうか。	取水ポンプや電気設備等となりますが、詳細については募集公告等において示します。
10	5	1	1.1	5)	表2	取水ポンプ施設は継続使用しつつ新浄水場を建設するため、取水ポンプと既存浄水場の着水井をつなぐ導水管のどこかで分岐することになると考えられます。導水管を分岐する位置をどのように想定されているかご教示ください。 浄水場内あるいは公道において地中埋設管の分岐工事が必要と考えられますので、地中配管・配線埋設図をご提示いただけるようお願いいたします。	分岐位置については募集公告等において示します。 また地中配管・配線埋設図については、資料閲覧の際に公表する予定です。
11	5	1	1.1	5)	表2	主な更新施設に「電気計装設備」とあります。P2の表2に記載されている受変電設備や発電機設備は本事業の更新設備となりますか。	本事業の更新対象となりますが、詳細については募集公告等において示します。
12	5	1	1.1	5)	表2	主な更新施設に「電気計装設備」とあります。 既存浄水場には遠方監視設備が設置されておりますが、この遠方監視設備の更新は本事業に含まれますでしょうか。 また、移設することは検討されていますでしょうか。	募集公告等において示します。
13	5	1	1.1	5)	表2	主な更新施設に「薬品注入設備」が記載されておりましたが、更新設備に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	5	1	1.1	5)	表2	浄水（排水）処理方式に「機械脱水」と記載されておりますが、天日乾燥床を単独または機械脱水設備と併用することは事業者の提案内容としてよろしいでしょうか。	汚泥の脱水方式は機械脱水とします。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
15	5	1	1.1	5)	表2	ケーキヤードとは脱水ケーキを貯留するスペースの意味でしょうか。また、設けることが必須の施設でしょうか。	ケーキヤードは、脱水ケーキを貯留するスペースとして必要と考えますが、設置の有無については、維持管理性等を考慮した事業者の提案とします。
16	5	1	1.1	5)	表2	新樋の口浄水場の用地は、下水道への接続が必要な地域でしょうか。	下水道を整備しない区域となっておりますので、下水道への接続は不要となります。
17	5	1	1.1	5)	表2	既設浄水場内の天日乾燥床を、新浄水場の運用において活用することは可能でしょうか。	新樋の口浄水場は機械脱水方式としていることから、本事業において既設の天日乾燥床の活用はできません。
18	5	1	1.1	5)	表2	近傍にある第2天日乾燥床を、新浄水場の運用において活用することは可能でしょうか。	No17を参照。
19	5	1	1.1	5)	表3	平均浄水量と最小浄水量をご教示ください。	募集公告等において示します。
20	5	1	1.1	5)	表3	沈砂池は既設耐震補強とされていますが、耐震診断結果、耐震補強設計（耐震補強範囲・方法）について提示されるとの理解でよろしいですか。	既存の資料は資料閲覧の際に公表する予定ですが、方法については事業者の提案とします。
21	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設は既設改修とされていますが、既設改修範囲・方法について提示されるとの理解でよろしいですか。	No9を参照。
22	5	1	1.1	5)	表3	主な更新施設に管理棟の記述がありますが、どのような用途の部屋が必要となりますか。	募集公告等において示します。
23	5	1	1.1	5)	表3	樋の口浄水場更新で、中央監視設備の範囲をご教示下さい。（樋の口浄水場監視、場外系監視等）	No12を参照。
24	5	1	1.1	5)	表3	監視設備や自家発電設備、見学者用施設（会議室や専用通路等）は対象となりますでしょうか。	募集公告等において示します。
25	5	1	1.1	5)	表3	沈砂池（既設耐震補強）につきまして、既設の図面や耐震診断報告書（計算書類一式）を提示していただけないでしょうか。	No1を参照。
26	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設（既設改修）につきまして、改修目的と改修範囲を提示していただけないでしょうか。また、現状浄水場施設の図面を提示していただけないでしょうか。	老朽化や耐震性能の不足により改修しますが、改修範囲は募集公告等にて、図面については資料閲覧の際に公表する予定です。
27	5	1	1.1	5)	表3	活性炭注入設備を導入するに至った理由をご教示ください。	かび臭物質への対策として、活性炭設備を導入することとしております。
28	5	1	1.1	5)	表3	浄水池の容量をご提示ください。	募集公告等において示します。
29	5	1	1.1	5)	表3	場内配管となっていますが、場外の配管はないと考えてよいでしょうか。既設の配管図面をご提示ください。その場合、既設配管との接続点もご教示ください。	場外配管の有無および既設配管の接続点は、募集公告等において示します。既設の配管図面は、資料閲覧の際に公表する予定です。
30	5	1	1.1	5)	表3	施設整備により発生する残土処理について、お考えをお聞かせください。	事業者の自由処分と考えています。
31	5	1	1.1	5)	表3	新設施設の雨水排水および汚水排水の放流先をご提示ください。	雨水排水および汚水排水（浄水処理過程から排出される水）については新土淵川を想定していますが、事業者提案及び管理者との協議によります。
32	5	1	1.1	5)	表3	既設施設の雨水排水先および汚水排水先の考え方を教えてください。	現状は岩木川や新土淵川となっております。
33	5	1	1.1	5)	表3	雨水排水調整池の有無と放流量をご教示ください。	現時点では、雨水排水調整池は必要ないと考えておりますが、事業者の提案により必要となる場合もあります。
34	5	1	1.1	5)	表3	管理棟の設計条件等の詳細についてご教授ください。	No22を参照。
35	5	1	1.1	5)	表3	主な更新施設の電気計装設備には、遠方監視装置の更新は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	No12を参照。
36	5	1	1.1	5)	表3	今回更新対象範囲について、中央監視設備は更新範囲か否かご教示願いたくお願い致します。	中央監視設備は更新範囲となります。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
37	5	1	1.1	5)	表3	表中の主な更新施設（予定）に天日乾燥床の記載がありませんが、既設の天日乾燥床は本事業で利用可能でしょうか。	No17を参照。
38	5	1	1.1	5)	表3	沈砂池「既設耐震補強」に関して、本事業で耐震補強まで行うという理解でよろしいでしょうか。その場合、過年度に「劣化調査」「耐震診断」「耐震補強設計」のどこまで実施済みであるか、教えて下さい。	耐震診断まで実施しています。
39	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設「既設改修」について、浄水場更新に伴うポンプ能力増強の要否に関わらず機械・電気設備は更新と考えてよいでしょうか。それとも、ポンプ能力が満足していれば改修不要と考えてよいでしょうか。	機械・電気設備は更新します。
40	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設「既設改修」について、土木・建築構造物は、ポンプ能力の増強（ポンプ更新）に支障がなければ、本事業では更新・耐震補強・補修等を行う必要はないという理解で良いでしょうか。本事業に含まれる範囲を教えてください。	既設ポンプの能力に関係なく、取水ポンプ施設の耐震補強及び機械・電気設備の更新を行います。範囲につきましては募集公告等において示します。
41	5	1	1.1	5)	表3	管理棟は、新種の口浄水場の運転管理に必要なすべての施設とし、旧浄水場にある管理施設（事務室・会議室・見学者用施設・水質検査室等）は新浄水場に転移させるものと考えてよいでしょうか。	旧浄水場にある管理施設の移転はありません。新種の口浄水場に必要施設については、募集公告等において示します。
42	5	1	1.1	5)	表3	既設改修工事中に要求される浄水場の最低造水量および許容される浄水場停止時間を要求水準にて明示ください。	募集公告等において示します。
43	5	1	1.1	5)	表3	対象施設のうち、既設の耐震補強または改修が必要な部分については、要求水準書内に既設の状況（耐震診断の内容等）と改修内容をご教示下さい。	No20及び38を参照。
44	5	1	1.1	5)	表3	主な更新施設に管理棟が記載されていますが、新管理棟に求められる設備（水質分析、通信、放送、セキュリティ等）や各部屋の規模などについて、ご教示ください。	No22を参照。
45	5	1	1.1	5)	表3	脱水機の設計においては、通常、実験等による脱水性検証等が必要となりますが、本件ではそのような対応は困難であることが予想されることから、難脱水性の汚泥だった場合の設備追加や、搬出汚泥の性状不良に関するリスクは市という解釈でよろしいでしょうか。	本浄水場の汚泥性状に合った脱水機の設計を求めます。技術提案の検討や設計の際に汚泥等が必要な場合は提供いたしますので、採択の希望日時や採取の内容を「実施方針、6.4 発注者」のメールアドレスに問い合わせ願います。
46	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設の改修とは、ポンプ設備の改修が対象であり、受電設備や制御盤などの付帯電気設備は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	付帯電気設備は含まれます。
47	5	1	1.1	5)	表3	更新施設の電気計装設備には、既設遠方監視装置の更新および機能増設は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	募集公告等において示します。
48	5	1	1.1	5)	表3	主な更新設備（予定）に記載されている「電気計装設備」につきまして、現在の監視システムは送水先の配水池などと接続されていると想定されますが、こちらも更新施設と解釈してよろしいでしょうか。もし、更新施設でない場合、既設メーカーの優位性が高くなりますので、事業範囲として公平性の確保に配慮頂きたい。	募集公告等において示します。
49	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設 既設改修とありますが、取水ポンプは既設流用のご予定か、更新のご予定かご教授ください。	取水ポンプは更新を予定しています。
50	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設 更新工事における最低必要流量（m ³ /min）はいくらかご教授ください。	募集公告等において示します。
51	5	1	1.1	5)	表3	取水ポンプ施設 更新工事における停電可能時間はどれくらいかご教授ください。	募集公告等において示します。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容		回答
52	5	1	1.1	5)	表3	新樋ノ口浄水場	受電は6.6kV1回線を新樋ノ口浄水場用に新たに新設し、自家発電設備も新設するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	5	1	1.1	5)	表3		「沈砂池※（既設耐震補強）」とは、沈砂池の上屋の耐震補強は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	上屋の耐震補強も含まれます。
54	5	1	1.1	5)	表4		「取水ポンプ施設※（既設改修）」の具体的な対象設備、項目、内容等は、募集要項等で示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	5	1	1.1	12)	表8		別紙4・別紙5に建設用地が示されているが、用地測量・登記関係はすべて完了していると考えてよいでしょうか。その場合、表8に示されている測量調査は、設計・施工において必要と考えられる追加調査のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、設計、施工に必要な測量調査は、過不足なく実施してください。
56	6	1	1.1	5)	表4		新常盤坂増圧ポンプ場として建設する施設は、ポンプ棟、ポンプ設備、電気設備、自家発電設備でよろしいでしょうか。	ポンプ設備、電気設備、自家発電設備や、これらに必要な建物、外構等となります。
57	6	1	1.1	5)	表4		計画一日平均送水量が20,800m ³ /日とありますが、最小送水量については、最小送水量等の運転条件が示された基本計画書に記載された数値で運用するものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	募集公告等において示します。
58	6	1	1.1	5)	表5		用地の一部のみで事業が可能な場合は、使用する範囲のみを門柵等で区分し管理していくことで宜しいでしょうか？また、使用しない用地の範囲の管理は、市で行うものとして考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
59	6	1	1.1	5)	表4	常盤坂増圧ポンプ場	切替に伴う送水停止可能時間はどれくらいかご教授ください。	募集公告等において示します。
60	8	1	1.1	6)			運転対象施設について、管路施設は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	募集公告等において示します。
61	8	1	1.1	6)			現状の電力会社との契約種別、契約電力、使用電力(1年間)について御教授ください。	資料閲覧の際に公表します。
62	8	1	1.1	6)	表7		本事業の運転対象施設には87箇所の場外施設が含まれていますが、これらの施設の詳細内容をご提示ください。	募集公告等において示します。
63	8	1	1.1	6)	表7		場外施設の運転対象施設について、現行の運転管理方法および運転管理データをご教授ください。	募集公告等や資料閲覧の際に公表します。
64	8	1	1.1	6)	表7		既設である場外施設の現在における管理実態についてご教示ください。（運転操作監視や保守点検実施者が誰で、どのような頻度、内容で実施しているか）	運転操作監視について、平日の日中は市の職員にて、土日祝日および平日の夜間は、委託業者にて行っております。保守点検については、市の職員が適時行っております。
65	8	1	1.1	6)	表7		本契約には既存施設の運転管理業務が含まれます。既存施設が更新される場合、更新工事及び更新後の運転管理は本事業の対象外という認識で宜しいでしょうか。	更新後の運転管理は継続して事業の対象となりますが、詳細については協議により決定します。
66	8	1	1.1	6)	表7		更新対象施設と既存施設の中央監視（運転監視業務）は新樋ノ口浄水場で行う方針であるのかご教示下さい。	表7の施設の中央監視については、新樋の口浄水場で行います。
67	8	1	1.1	7)			「既設樋ノ口浄水場および既設常盤坂増圧ポンプ場の撤去に関する設計・工事は本事業の対象外とする」とありますが、残置あるいは継続する施設の有無とその内容を開示いただけますでしょうか。	募集公告等において示します。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
68	8	1	1.1	7)		「既設樋ノ口浄水場および既設常盤坂増圧ポンプ場の撤去に関する設計・工事は本事業の対象外とする」とありますが、2026年4月以降これらの土地の用途が決まっていればご教示ください。	現時点では未定となります。
69	8	1	1.1	7)		本事業を進めるに当って、既設樋ノ口浄水場及び既設常盤坂増圧ポンプ場との切替方法、時期等について配慮する事項があればご教授願います。	事業者が行う基本・詳細設計により、検討してください。断水時間や配慮すべき事項等については募集公告等において示します。
70	8	1	1.1	7)		既設の撤去が対象外となっていますが、本建設工事が完了後、これらの設備はどのような取扱いになる予定ですか。（例：新設稼働後に即時撤去など）	No68を参照。
71	8	1	1.1	7)		本事業工事期間中および以前に、今回事業対象施設（場外施設含む）を対象とした別工事の発注予定はないと考えてよいでしょうか。	現時点で予定はありません。
72	8	1	1.1	8)		新樋ノ口浄水場が、第三者委託の対象施設であると示されていますが、管理範囲（第三者委託の）は当該施設の着水井から浄水池出口までとの理解でよろしいでしょうか。	募集公告等において詳細を示しますが、沈砂池（岩木川取水ポンプ場）から浄水池出口までを考えております。
73	8	1	1.1	8)		事業方式について、水道法第24条の3に基づく水道の管理に関する技術上の業務（第三者委託）の具体的な範囲をご教示ください。	No72を参照。
74	8	1	1.1	8)		第三者委託の対象施設は、新樋ノ口浄水場のみという理解でよろしいでしょうか。	No72を参照。
75	8	1	1.1	8)		新常盤坂増圧ポンプ場および場外施設の維持管理は、仕様発注という理解でよろしいでしょうか。	仕様発注ではありません。
76	8	1	1.1	9)		設計・建設期間のうち、試運転期間をどの程度想定されていますか。	試運転期間については事業者の提案とします。なお、市としては試運転期間を含めた「設計・建設期間」と考えておりますので、この期間内で完了する提案としてください。
77	8	1	1.1	10)		市内の建設企業の業種は土木、建築、機械、電気のいずれでもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、参加資格要件を満たす企業は1社以上必要となります。
78	8	1	1.1	10)		建設JVの代表企業以外の構成企業は、SPCに出資は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	応募グループのうち、設計企業及び市内業者の出資は任意とし、それ以外の企業は出資することを考えておりますが、詳細については募集公告等において示します。
79	8	1	1.1	10)		応募グループに含める弘前市内に本社又は本店を置く建設企業が1社の場合と2社以上の場合では、評価点に差が出るのでしょうか。	評価者が適正と判断した場合には差が出るものと考えております。
80	9	1	1.1	10)		事業スキームについて、運転管理業務を行う運転管理企業は、応募グループ内に複数存在しても問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	9	1	1.1	10)		事業スキームのうち、運転管理業務を行う特別目的会社（SPC）への出資企業は、応募グループ中の運転管理企業だけに限定されないという理解でよろしいでしょうか。	No78を参照。
82	9	1	1.1	10)		事業スキームのうち、運転管理業務を行う特別目的会社（SPC）へ、応募グループ以外の企業から出資することは可能でしょうか。	募集公告等において示します。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
83	9	1	1.1	10)		SPCが発行する株式について、新規発行や処分について制約条件が有りましたらご教示ください。	募集公告等において示しますが、SPCの株式の新規発行や処分については、予め市の承諾を要することを条件とします。
84	9	1	1.1	10)		代表企業と維持管理企業は出資。その他、構成企業の出資については任意と考えて宜しいでしょうか	No78を参照。
85	9	1	1.1	10)		S P Cの設置時期は、維持管理期間の開始前と想定しておりますが宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
86	9	1	1.1	10)		特定建設工事協働企業体の施工方式（甲型、乙型）については、応募者側で任意に決定するという考えでよろしいでしょうか。	建設JVの形態に関する条件はありませんが、募集公告等に示す各企業の役割を遵守してください。
87	9	1	1.1	10)		S P Cへの参加企業は代表企業と運転管理企業を必須とし、それ以外は任意と考えてよろしいでしょうか。	No78を参照。
88	9	1	1.1	10)		市内業者も含めた応募グループの全社がS P Cへの出資が必要となるでしょうか。	No78を参照。
89	9	1	1.1	10)	図2	「特別目的会社（SPC）」の上の記載内容（運転管・・・）をご教授願います。	「運転管理」となります。
90	9	1	1.1	10)	図2	応募するグループを構成する企業、業者の全てが金銭的な出資をすることが必要でしょうか。また、出資する際の出資割合に関する条件についてご教示ください。	No78を参照。 出資割合については募集公告等において示します。
91	9	1	1.1	10)	図2	事業スキームにおいて、応募グループから運転管理を行う特別目的会社への出資が記載されていますが、応募グループに参加する事業者全てが出資する必要があるのでしょうか。また、出資割合等の条件はどのようにお考えでしょうか。	No78を参照。 出資割合については募集公告等において示します。
92	9	1	1.1	10)	図2	図中に「出資」とあります。応募グループの全社がSPCに出資しなくてはならないのでしょうか。それともいずれかの企業が出資すればよろしいでしょうか。	No78を参照。
93	9	1	1.1	10)	図2	出資・配当について、代表企業と運転管理企業は出資は必須、その他の構成企業（建設JV）の出資は任意と考えてよろしいでしょうか。	No78を参照。
94	9	1	1.1	10)	図2	S P Cの設立時期は、運転管理業務の開始前と考えてよろしいでしょうか。	No85を参照。
95	9	1	1.1	10)	図2	「基本契約」の内容を提示してください。	募集公告等において示します。
96	9	1	1.1	11)		「市の定める引継ぎ時における更新対象施設の要求水準」は、本年7月に公表される本事業の要求水準書にて開示されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	9	1	1.1	11)		「更新対象施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐ」とありますが、施設の経年劣化は当然発生しますので、使用期間に見合う老朽化については認めていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	9	1	1.1	11)		建設工事期間内に一部完成した施設については、部分引渡も可能と考えてよいでしょうか。	部分引き渡しも可能と考えますが、契約後の協議によります。
99	9	1	1.1	11)		「市の定める引継ぎ時における更新対象施設の要求水準を満足する状態」についてご教示ください。	募集公告等において示します。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目			質問内容	回答
100	9	1	1.1	11)	「市の定める引継ぎ時における更新対象施設の要求水準」について、具体的な対象施設・設備、項目、内容、水準（基準値）等は、募集要項等で示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	10	1	1.1	12)	事業範囲のうち、運転管理について、更新対象施設及び既存施設ともに、水質管理業務については水道法に基づく定期・臨時の水質検査が含まれますか。	水道法に基づく水質検査は市で行います。
102	10	1	1.1	12)	事業範囲のうち、運転管理について、更新対象施設の保守点検業務には、構造物を含まないという理解でよろしいでしょうか。	募集公告等において示しますが、構造物を含むものとします。
103	10	1	1.1	12)	事業範囲のうち、運転管理について、更新対象施設の修繕業務には、計画修繕も含まれますでしょうか。	募集公告等において示します。
104	10	1	1.1	12)	事業範囲のうち、運転管理について、更新対象施設の修繕業務（突発修繕）には、1件あたり、もしくは年間あたりの金額上限が設定されるものでしょうか。	金額設定を考えておりますが、詳細については募集公告等において示します。
105	10	1	1.1	12)	事業範囲のうち、運転管理について、更新対象施設の光熱費燃料等の調達管理業務のうち「光熱費」について、新浄水場と新ポンプ場については、動力用電力を除く「電灯用電力」の調達管理が含まれるということでしょうか。	募集公告等において詳細を示しますが、「光熱費」は当該施設のすべての電力費を含むものと考えております。
106	10	1	1.1	12)	事業範囲のうち、運転管理について、更新対象施設の浄水ケーキ処分業務には、運搬まで含まれますか。	募集公告等にて詳細を示しますが、運搬、処分までを事業範囲と考えております。
107	10	1	1.1	12)	事業範囲のうち、運転管理について、更新対象施設の浄化槽の維持管理業務における浄化槽の詳細についてご教示ください。	業務内容としては、巡回点検や清掃消毒、法定点検の受検等を考えておりますが、詳細については募集公告等において示します。
108	10	1	1.1	12)	埋蔵文化財調査は実施（または予定）されていますか。	埋蔵文化財調査の対象区域ではないので、調査は行っておりません。また、今後調査を行う予定もありません。
109	10	1	1.1	12)	埋設物調査の中で試掘調査等と示されていますが、想定されている試掘調査箇所について提示お願いできますでしょうか。	事業者の提案とします。
110	10	1	1.1	12)	設計に伴う各種申請書類等の作成とありますが、各種申請とは具体的に申請が必要となるのは、建築確認申請と考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請の他、水道事業変更認可の申請や景観計画等、本業務に関わる各種申請書類を想定しております。
111	10	1	1.1	12)	表8 業務欄の設計について、設計業務に工事監理業務は含まれていないと考えております。この様な理解でよろしいでしょうか。	事業者が行う工事監理は本事業に含まれています。
112	10	1	1.1	12)	表8 基本設計について、市側で実施した基本設計に対して、事業者側での提案に基づく基本設計を行った場合に差異が生じたときは、民間提案が採用されると考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、市の承諾が必要な事項と考えております。
113	10	1	1.1	12)	表8 計画地に土壤汚染はないものと考えて宜しいでしょうか。万が一、土壤汚染が発見された場合は、貴市での対応と考えて宜しいでしょうか。その措置に関する工事工程の変更は、実施方針で示された工程とは別で設定されるものと考えればよろしいでしょうか。	建設予定地の過去の土地使用状況より、汚染はないものと考えております。また、建設工事開始前までには土壤汚染対策法に基づく申請が必要となりますが、調査等が必要となった場合は契約後の協議となります。
114	10	1	1.1	12)	表8 運転管理－運転管理業務－水質管理業務について、水質分析業務(51項目)は業務範囲に含まれないという認識で宜しいでしょうか。	No101を参照。
115	11	1	1.1	12)	表8 災害、事故及び緊急時対応業務において、既設の天日乾燥床や汚泥池等を水質事故発生時等の緊急放流先として利用することは可能でしょうか。	現時点では可能と考えますが、既設施設の跡地利用については未定のため、将来的には利用不可能となることもあります。
116	11	1	1.1	12)	表8 常盤坂配水池の目標とする運転水位（昼も夜もHWL付近で運転を行うのか）をご教示ください。また、配水量の時間変動をご教示ください。	配水池の目標とする運転水位は協議とします。配水量の時間変動は、募集公告等や資料閲覧にて公表します。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答	
117	11	1	1.1	12)	表8	原ヶ平配水池の目標とする運転水位（昼も夜もHWL付近で運転を行うのか）をご教示ください。また、配水量の時間変動をご教示ください。	No116を参照。	
118	11	1	1.1	12)	表8	「災害、事故及び緊急時対応業務」において、貴市と事業者の役割分担はどのようにお考えでしょうか。	役割分担については、運転開始前までに作成するマニュアルによりますが、内容については協議の上、決定します。	
119	11	1	1.1	12)	表8	更新対象施設及び既存施設の運転管理業務の「除雪業務」について、除雪の範囲、捨て場及び過去の除雪実績をご提示いただけないでしょうか。	除雪の範囲は運転管理業務に必要な範囲とし、捨て場は場内とします。除雪実績は資料閲覧の際に公表する予定です。	
120	11	1	1.1	12)	表8	「◆既存施設の運転管理業務」の対象は、表7の場外施設（別紙3参照）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
121	11	1	1.1	12)	表8	光熱費燃料等の調達管理業務が含まれていますが、これには対象施設全ての電気や燃料の調達と支払いが含まれるのでしょうか。	調達と支払いを考えておりますが、詳細については募集公告等において示します。	
122	11	1	1.1	12)	表8	浄水ケーキの処分業務と有りますが、この産業廃棄物の処分については、貴市が排出事業者になるものと考えます。事業者は、支払いの代行を担うとの理解でよろしいでしょうか。	排出事業者は市となる予定ですが、詳細については募集公告等において示します。	
123	11	1	1.1	12)	表8	建設/施設の引渡しは、建設業務の終了時、具体的には2026年3月までに行うものと理解すればよろしいでしょうか。建設工程上、期限より早く引き渡すことはできますでしょうか。	新樋の口浄水場の引き渡しは2026年3月を予定しております。	
124	11	1	1.1	12)	表8	本事業は第3者委託となると理解しておりますが、建設/施設の引渡しに記載された項目については弘前市職員さまに向けて行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
125	11	1	1.1	12)	表8	光熱費燃料等の調達業務の対象は、更新施設のみで、既設は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
126	11	1	1.1	12)	表8	既存施設の運転管理業務とありますが、既存浄水場の運転管理は対象となるのでしょうか。対象となる場合にはその施設をご教示ください。	募集公告等において詳細を示しますが、新樋の口浄水場の運転に関連する施設は対象となります。	
127	11	1	1.1	12)	表8	運転管理業務の「防犯業務」については、警備業法で定められる範囲の業務ではなく、浄水場運転管理を行う上で必要な保安業務を行うという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりと考えておりますが、詳細については募集公告等において示します。	
128	11	1	1.1	12)	表8	運転管理業務	設備（構造物を含む）の保守点検業務とは運転員による目視等の五感を中心とした点検をいい、納入メーカーが実施する点検業務は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	保守点検業務は、日常及び定期に行う保守点検・整備です。日常点検とは、1日から1か月程度の周期で、巡回時などに運転中の機器の異音、異臭、振動、過熱、漏水、漏油等について、主に、視覚、聴覚などの五感を用いて行うものです。定期点検とは、3か月から1年程度の周期で機器を停止して、外部からの点検及び簡易な整備を行うものをご理解ください。なお、本事業では、一部の計測機器や水質機器のメーカーによる点検業務を含むものと考えており、詳細は募集公告等において示します。
129	11	1	1.1	12)	表8	運転管理業務	既存施設の運転管理業務を行う上で、耐震性能等の各施設の性能は確保されるとの理解でよろしいでしょうか。	運転管理業務を行える性能は確保されているものと考えております。
130	11	1	1.1	12)	表8	運転管理業務	浄水ケーキは産業廃棄物として、処理を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりと考えておりますが、詳細については募集公告等において示します。
131	11	1	1.1	13)	(1)		更新整備業務に係る対価は、前払金、部分払（出来高払）、完成払によって構成されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりと考えておりますが、詳細については募集公告等において示します。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
132	11	1	1.1	13)	(1)	本事業では、国庫補助または交付金が採択される可能性はあります か。	現時点では交付金の活用は考えておりませんが、今後要件の変更等 があった場合には検討し、活用する可能性はあります。
133	11	1	1.1	13)	(2)	事業者の収入のうち、運転管理業務に係る対価について、変動費に 分類される費目をご教示ください。	募集公告等において示します。
134	11	1	1.1	13)	(2)	運転管理業務に係る対価の支払いの頻度についてご教示ください。	募集公告等において示します。
135	11	1	1.1	13)	(2)	運転管理業務に係る対価について、「変動費は各会計年度の業務実 績に応じて変動させた額を支払う」とありますが、これは実費精算 という理解でよろしいでしょうか。	募集公告等において示します。
136	12	1	1.1	14)	表9	設計の着手は平成32年4月頃とされていますが、設計期間は定めがな く、p8の事業期間に示される平成32年4月～平成38年3月までが設 計・建設期間と考えてよろしいでしょうか。	建設工事の着手前までに水道事業変更認可を受ける必要があり、本 事業の設計期間中に変更認可申請に係る資料等の作成、提出が 必要となります。詳細は募集公告等において示しますが、現時点で は設計に1.5年間程度必要と考えております。
137	12	1	1.1	14)	表9	建設工事の着手を平成33年10月より早くすることは可能でしょう か。	建設工事の着手時期は任意ですが、回答No136をご確認ください。
138	12	1	1.1	14)	表9	建設工事完了以外に、守るべき中間の工期や年度出来高などがあ りましたらご教示ください。	No136を参照。
139	12	1	1	1	5)	() 内の条例、規則は、弘前市のものを遵守すればよいか？規程お よびガイドラインは、上下水道部のものを遵守すればよいか？	本事業に関するすべての条例・規則、規程およびガイドラインを遵 守してください。
140	12	1	1.1	16)	イ	過去の建設工事では工事用道路をどの位置に配置しておりますで しょうか。また、周辺地域住民より工事に使用してはいけない、も しくは使用しないでほしい道路等の要望はございますでしょうか。	過去の工事での工事用道路は現道を使用しております。また、要望 等はありませんが、周辺に配慮した事業者提案や施工管理を行って ください。
141	12	1	1.1	16)	イ	樋の口浄水場及び常盤坂増圧ポンプ場の更新事業について、周辺地 域住民に対して説明会等を開催する予定はありますでしょうか。	現時点では考えていませんが、周辺に配慮した施工管理を行って ください。
142	13	2	2.2	1)	(2)	「総合的に評価する」とありますが、技術審査と価格審査のウエ イトについてご教示ください。	募集公告等において示します。
143	13	2	2.2	1)	(2)	上限価格は公表になる予定ですか。その場合、設計建設（4条相当 額）と維持管理（3条相当額）のそれぞれの上限価格が公表になる予 定ですか。	それぞれの上限価格を公表する予定です。
144	13	2	2.2	1)	(2)	下限価格は設定される予定ですか。その場合、この下限価格は募集 公告時に公表されますか。	募集公告等において示します。
145	13	2	2.2	1)	(2)	提案内容の審査について、「提案価格等から総合的に評価する。」 とありますが、施設の重要性和品質確保の観点から、提案価格につ いては適正な「最低制限価格」の設定、若しくは、最低制限価格に 準じた「基準価格」の設定はありますか。	No144を参照。
146	14	2	2.3	1)	イ	応募者の構成について、建設JVの構成比率に関する条件はあるの でしょうか。また、担当業務毎を請負う乙型JVと考えてよろしい でしょうか。	建設JVの構成比率につきましては、「青森県建設工事共同企業体取 扱要領」を遵守してください。JVの形態につきましては回答No86の とおりです。
147	14	2	2.3	1)	イ	建設JVを設立するとありますが、JVを甲型にするか乙型にするか については応募グループの判断によると考えてよろしいでしょうか。	No86を参照。
148	14	2	2.3	1)	イ	応募グループの代表と建設JVの代表が異なっても良いものでは しょうか。また、応募グループの代表及び建設JVの代表になる条件はあ るのでしょうか。	応募グループの代表と建設JVの代表が異なっても構いません。ま た、応募グループの代表になる条件はありませんが、建設JVの代表 になる条件は募集公告等において示します。
149	14	2	2.3	1)	イ	建設JVの形式（甲型、乙型、甲乙混合）の指定はありますでしょ うか。	No86を参照。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答	
150	14	2	2.3	1)	イ	SPCの代表と建設JVの代表は別企業でもよろしいでしょうか。	SPCの代表と建設JVの代表は別企業でも構いません。	
151	14	2	2.3	1)	エ	代表企業の要件は何かありますでしょうか。	No148を参照。	
152	14	2	2.2	3)	オ	業務に要する費用とは、貴市の設計額(予算額)でしょうか。	ご理解のとおりです。	
153	14	2	2.2	3)	オ	貴市の設計額(予算額)を開示する予定はあるのでしょうか。	No143を参照。	
154	14	2	2.2	3)	オ	当項目に「参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合」とありますが、「業務に要する費用」とは予定価格という理解でよろしいでしょうか。また、この「業務に要する費用」は募集公告時に明示されるものと理解してよろしいでしょうか。	No143およびNo152を参照。	
155	14	2	2.2	3)	オ	当項目に「参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合」とありますが、この「業務に要する費用」に関して、設計、建設、運転管理業務等の個別の内訳に係わらず、全体の事業費総額内であれば欠格要件には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	募集公告等において示します。	
156	14	2	2.3	1)	キ	資機材等の購入は市内業者が販売するものを優先的に使用することと記載されていますが、市内に支店、営業所等を有している県内や県外企業も対象としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
157	14	2	2.3	1)	キ	地元業者の活用について想定されている地元貢献額の請負額に対する比率の目安はございますか？	請負額に対する比率の設定は考えておりません。	
158	14	2	3	1)	キ	下請発注量や市内資機材の使用量で評価に加点がされますか？	加点を考慮しておりますが、詳細については募集公告等において示します。	
159	15	2	2.3	2)	(1)	ウ	「公示日」とは、「募集公告及び募集要項等の公表日」と同じとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	15	2	2.3	2)	(1)	ウ	「公示日現在から最優秀提案者を選定する日まで・・・」とありますが、「公示日現在」とはいつ(日付)とお考えでしょうか。	No159を参照。
161	15	2	2.3	2)	(1)	ウ	公示日現在とは、いつでしょうか。(「募集公告及び募集要項等の公表日」のことでしょうか。)	ご理解のとおりです。
162	15	2	2.3	2)	(2)		設計を複数の企業で担う場合、少なくとも1企業が参加資格要件を有していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	15	2	2.3	1)	イ		応募グループを構成する全ての企業がSPCに出資する必要がありますか。	No78を参照。
164	16	2	2.3	2)	(2)	①エ	「凝集沈殿、急速ろ過方式の浄水場」であれば、その浄水場のうち、部分的な増設、更新の実施設計でも条件を満たすと考えてよいでしょうか。また、必須条件となる施設があれば提示して下さい。	実施設計の実績が、平成16年4月1日以降において、国内の表流水を水源とする10,000m ³ /日以上(公称能力)の浄水場(上水道)であれば問題ありません。
165	16	2	2.3	2)	(2)	①エ	「同一業務であることを条件としない」と記載されていますが、これは「国内」「表流水」「10,000m ³ /日以上」「上水道」「凝集沈殿、急速ろ過方式の浄水場」「基本設計」「実施設計」について複数業務を並べてすべて満足すればよいという理解でよいでしょうか。	「基本設計」及び「詳細設計」の各業務の実績に関しては「同一業務であることを条件としない」とご理解ください。基本設計、詳細設計の各実績が、「平成16年4月1日以降」かつ「国内の表流水を水源とする」かつ「10,000m ³ /日以上(公称能力)の上水道における凝集沈殿、急速ろ過方式の浄水場」であることとご理解ください。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目					質問内容	回答
166	16	2	2.3	2)	(2)	②	ウについて、応募グループを構成する弘前市内に本社又は本店を置く企業については、担当する「土木一式工事」、「建築一式工事」、または「電気工事」のいずれかにおいて「A等級」に登録されていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	16	2	2.3	2)	(2)	②ウ	建設企業に参加する企業は、土木一式工事1500点以上、建築一式工事1500点以上の条件を満たせば1企業でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、他に機械器具設置工事および電気工事の総合評定値の要件を満たす必要があります。
168	16	2	2.3	2)	(2)	②ウ	建設企業で弘前市内に本社または本店を置く企業については1社以上参加を条件とされていますが、土木工事、建築工事、電気工事の各々に参加する必要があるのでしょうか？	それぞれに参加する必要はありません。
169	16	2	2.3	2)	(2)	②ウ	「但し、応募グループを構成する弘前市内に本社または本店を置く企業については、・・・に登録されている者であること」とありますが、これは全てに登録されている必要はなく、土木一式、建築一式または電気工事のいずれかに登録されていればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	16	2	2.3	2)	(2)	②ウ	弘前市内に本社又は本店を置く企業については、平成31年度弘前市競争入札参加資格者名簿において「土木一式工事-A等級」、「建築一式工事-A等級」、「電気工事-A等級」のいずれかに登録されているということでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	16	2	3	2)	(2)	ウ	弘前市競争入札参加資格A等級は、土木・建築・電気のすべての入札資格を満たす必要があるか？または、1つの資格だけでも条件を満たせば良いものなのでしょうか？	弘前市競争入札参加資格A等級は、土木・建築・電気のすべての入札資格を満たす必要はありません。 1つの資格だけでも条件を満たせば良いとご理解ください。
172	16	2	2.3	2)	-2	①エ	設計企業を複数の企業で行なうことは可能でしょうか。また、その場合、設計を担当する企業のうち1社が設計企業の条件を満たせば宜しいでしょうか	設計を複数の企業で行うことが可能です。その場合、1社が設計企業のすべて条件を満足することを求めます。
173	17	2	2.3	2)	(2)	②エ	浄水場全体でなくとも、工事対象の施設が10,000m ³ /日以上であれば、工事実績として認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 仮に浄水場全体が50,000m ³ /日の規模でも、工事対象が10,000m ³ /日以上であれば、認められます。
174	17	2	2.3	2)	(2)	②エ	凝集沈澱施設及び急速ろ過施設の工事実績とありますが、機械設備の工事実績との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、水道施設工事を含めた理由は、自治体によっては、機械器具設置工事と他の工事を合わせて「水道施設工事」として発注している場合もあると考え、このようにしております。
175	17	2	2.3	2)	(2)	②エ	凝集沈澱施設及び急速ろ過施設の主要機器の更新工事が、工事実績として認められるとの理解で宜しいでしょうか。	主要機器の更新において、機器単体の更新は工事実績として認めません。
176	17	2	2.3	2)	(2)	②エ	エ項に「1社が元請・・・」とありますが、これは、ア項と同様に、同一の工事を複数で行う場合は、1社がその要件を満たすという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	17	2	2.3	2)	(2)	②エ	土木企業、建築企業、機械企業、電気企業の各企業は、エ項の条件「浄水能力が10,000m ³ /日以上・・・」の実績を満足していることと理解しますが、工事実績の工種は水道施設工事または機械器具設置工事以外でもよろしいでしょうか。	実施方針に示したとおりとします。
178	17	2	2.3	2)	(2)	③	運転管理業務に関する要件のうち、イの実績について、② 建設企業エの工事実績同様、共同企業体による受託実績もお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	17	2	2.3	2)	(2)	③	運転管理業務に関する要件のうち、ウの受託水道技術管理者のSPC在籍について、人数は1名という理解でよろしいでしょうか。また、在籍の形態としては、出資企業等からの転籍を伴わない派遣または出向で問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目					質問内容	回答
180	17	2	2.3	2)	(2)	③	ウ 水道技術管理者・・・とありますが、応募企業に2名以上が在籍し、内1名が新種ノロ浄水場に勤務するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	17	2	2.3	2)	(2)	③イ	「運転管理業務委託の実績」とありますが、これは運転管理業務委託の受託実績と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	17	2	2.3	2)	(3)	イ	応募資格確認基準日の翌日から技術提案書提出までの間に応募者の構成員が参加資格を欠くに至った際、資格要件に該当する構成員と変更できなかった場合はプレゼンテーションに参加できないこととなりますが、プレゼンテーションへの不参加グループは審査対象から除外されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	18	3	1				スケジュールの変更が、発生した場合の参加者への通知方法をお知らせください。	市のホームページにて通知いたします。
184	18	3	1				いかなる原因でスケジュール変更が発生する可能性が高いかご教授ください。	スケジュール変更は基本的にないと考えております。
185	18	3	3.1				応募者が1G+の場合でも本プロポーザルは成立するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	18	3	3.1		表10		技術提案書と提案価格（入札書）は同時に提出するのでしょうか。	現時点では同じ時期と考えております。
187	19	4	1				「ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについてはこの限りでない。」との記載がありますが、ここで言う「不可抗力」は、別紙2リスク分担表(案)2/4に示されている「不可抗力」と同一と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	19	4	1				「ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについてはこの限りでない。」とありますが、「この限りでない」場合は、どのように対処されるようになるのでしょうか。	募集公告等において示します。
189	19	4	4.1	1)			事業契約書(案)について、本事業はDB+0との2つの契約で実施されると考えておりますが、事業契約書とは基本契約書を示しているものかご教示願います。	事業契約書は、「基本契約書」「基本協定書」「設計及び建設工事請負契約書」「運転管理業務委託契約書」と読み替えてください。
190	19	4	4.1	1)	別紙2		「本事業に直接関わる法制度の新設、変更等」に、水道水質基準あるいは排水基準の変更が含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	19	4	4.1	1)	別紙2		補助金受給とありますが、現時点で弘前市様が想定している補助金の種類をご教示ください。	No132を参照。
192	19	4	4.1	1)	別紙2		注2,3,5で、「一定の割合を超える〇〇は市」という記載がありますが、「一定の割合」という言葉が不明確です。要求水準書においては具体的に記載していただくことを要望します。	募集公告等において示します。
193	19	4	4.1	1)	別紙2		注2,3,5で、「一定の割合を超える〇〇は市」という記載があります。従負担とされている事項に対して、事業者がほとんどを負担する様な記載となっております。どのような事態を想定し、どのような負担割合を念頭に置いているかについて、具体的な数字を交えつつご説明いただけませんか。	募集公告等において示します。
194	19	4	4.1	1)	別紙2		近隣地区と貴市間において、協定（約束事、条件等）があれば、ご教示願います。	現時点で、本事業に関係するものはないと考えております。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答	
195	19	4	4.3			市が実施するモニタリングについて、具体的内容をモニタリング計画書として公告時に示して頂けると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	モニタリング計画書として示す予定はありませんが、モニタリングの概要は募集公告等において示します。	
196	19	4	4.3	1)	(1)	工事監理者について、本業務を実施するものは構成企業である必要はないものと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
197	20	4	4.3	1)	(2)	「事業者の財務状況についても確認する」とありますが、ここでいう事業者は設立するSPCでしょうか。それとも運転管理企業でしょうか。	SPCの財務状況についてです。	
198	20	4	4.3	2)		セルフモニタリングの実施を契約書や要求水準書で求める予定はありますか。	予定はあります。	
199	20	4	4.3	2)		セルフモニタリングに係る費用は事業者の負担とするとありますが、セルフモニタリングを実施することは本事業で実施しなくてはならないと規定されるのでしょうか。	No198を参照。	
200	20	4	4.3	2)		「市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担する。」とあります。市が実施するモニタリングに際し、市が事業者に何らかの対応を要求した場合の対応費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	市が行うモニタリングにより事業者に求める対応への費用は事業者の負担となります。	
201	別紙	2	リスク分担表(案)	4/4	運転管理	保守点検箇所の変更	事業期間中に場外施設等の施設数に増減があった場合、委託費を増減するとあります。事業期間中の施設数の増減について、現時点におけるお見込みがあればご教示ください。	現時点で見込みはありません。
202	別紙	2	リスク分担表(案)	2/4	共通	物価変動	運転管理期間中の物価変動について、一定の割合を超える物価変動は市、それ以外は事業者が負担するとあります。物価変動に用いる指標及び一定の割合について、具体的な想定がございましたらご教示ください。	募集公告等において示します。
203	別紙2						リスク分担の備考に、「一定の割合を超える」とありますが、契約書等で明確に定める予定がありますか。	募集公告等において示します。
204	別紙2						▲2、▲3及び▲5の注釈に、「一定の割合」という記述がありますが、一定の割合の具体的な数値をご教示ください。	募集公告等において示します。
205	別紙2						現場・仮置場・事務所等への受電・給排水接続の条件を募集公告及び募集要項等の資料でご提示して頂けるでしょうか。	募集公告等において示します。
206	別紙2	1/4					税制度について、リスクの内容に記載以外の税制度についての取り扱いをご教授ください。	募集公告等において示します。
207	別紙2	2/4					不可抗力について、一定の割合を超える費用負担(注記2)とはどの程度を指しますか	募集公告等において示します。
208	別紙2	2/4					物価変動について、一定の割合を超える費用負担(注記3)とはどの程度を指しますか	募集公告等において示します。
209	別紙2	2/4					共通－不可抗力の注釈に一定の割合とありますが、想定している割合があればご教示下さい。	募集公告等において示します。
210	別紙2	2/4					共通－物価変動の注釈に一定の割合とありますが、想定している割合があればご教示下さい。	募集公告等において示します。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
211	別紙2	2/4	共通	見学者対応		見学者対応に関するリスクの記載がありますが、これは建設工事完了以降の見学者対応と考えてよろしいでしょうか。安全上の観点から、設計・建設期間では見学者の受け入れを行わないと考えており、もし受け入れを想定されている場合は、変更をご検討頂きたい。	工事期間中においても見学者対応が発生することを想定しておりますので、見学者対応に配慮した現場の安全管理を行ってください。
212	別紙2	2/4	共通	物価変動		当項目の注記▲ ³ で「一定の割合」とありますが、この具体的数値または計算式は募集公告時に明示されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	別紙2	3/4				施設損傷について、一定の割合を超える費用負担(注記5)とはどの程度を指しますか	募集公告等において示します。
214	別紙2	3/4				受注後に地質調査を行った際、提示の地質条件と相違があり、特殊基礎、地下水対策等が必要になった場合のリスクについては、リスク分担表(案)3/4の「市が実施した測量・調査に関するもの」に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	調査結果を踏まえ、事業の中で協議し決定するものとします。
215	別紙2	3/4				注記欄の▲ ⁴ について、表内の該当箇所をご教示ください。	「リスク分担表 3/4」の「建設-施設損傷-リスクの内容」欄にある「・・生じた不可抗力 ⁴ による・・」をご参照ください。
216	別紙2	3/4 4/4				建設-施設の瑕疵及び運転管理-施設瑕疵に瑕疵担保期間とありますが、本契約で瑕疵担保期間の年数をご教示下さい。	募集公告等において示します。
217	別紙2	4/4				要求水質、水量の未達成のリスク内容に原水水量確保ができない場合(濁水等、市、事業者いずれの責に帰さない事由)の負担者が記載されていません。本事項については「市負担」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	別紙2	4/4				運転管理-性能-要求水準、水量の未達成に上記以外の・・・とありますが、想定している事例があればご教示下さい。	事業者の帰責事由による水質の未達成等を想定しています。
219	別紙2	4/4				運転管理-事業引継ぎに事業者から・・・とありますが、引継ぎに関する市の検証は想定していますか。	想定しております。
220	別紙2	政治				請負契約などの契約締結に必要な議決が得られない場合についても、市のリスク負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	別紙2	法制度				「法制度」は、法令のみならず、条例、通達、行政指導、ガイドラインなども含むとの理解で宜しいでしょうか。	法令のみならず、条例等も含む想定ですが、具体的な内容は募集公告等において示します。
222	別紙2					法制度が変更になり、本事業に対して何らかの規制等を受ける場合、その法制度は、リスク内容にある「本事業に直接関わる法制度」に該当しますか。	「本事業の直接関わる法制度」の範囲は、あくまでも本事業への直接的な影響を前提にしていますので、ご質問の内容とは異なります。詳細は募集公告等において示します。
223	別紙2					「住民対応」について、既存施設において、既に住民との間で結ばれている協定や慣習などはありますでしょうか。	現時点では特にありませんが、工事方法によっては発生することも考えられますので、周辺住民、環境等に配慮した施工管理を行ってください。
224	別紙2					「想定外業務」について「事業者の管理業務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担」となっていますが、懈怠とみなされる行為についてご教示下さい。	施設の更新業務や運転管理業務を受託した者として通常要求される注意義務に違反した場合を想定しています。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目				質問内容	回答
225	別紙2					「用地」で述べられている「地中障害物」には、図面に記載のない不明管（ケーブル類含）、コンクリート塊等と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	別紙2					「性能」について、対応の遅れの場合、リスク負担者が事業者となっておりますが、初期対応とは具体的にご教示下さい。	初期対応は、初動体制（情報収集・連絡、状況調査、緊急措置等）を確立して行う対応を想定しています。
227	別紙2					「施設瑕疵」について、更新した施設の瑕疵担保期間および修繕した施設の瑕疵担保期間をご教示ください。	募集公告等において示します。
228	別紙2					「施設瑕疵」について瑕疵担保期間以降の修繕について、市が負担となっておりますが、事業者による長期修繕業務の対象にはならないと理解して良いでしょうか？	募集公告等において示します。
229	別紙2					「施設破損」について「事業者の管理業務の懈怠により発生した第三者に起因する施設の損傷は事業者のリスク分担」となっていますが、懈怠とみなされる行為についてご教示下さい。	施設の運転管理業務を受託した者として通常要求される注意義務に違反した場合を想定しています。
230	別紙2					「施設破損」について、要求水準に準拠してポンプ施設を整備したにもかかわらず、既設管路の経年劣化等により、送水量が不足する場合や既設管路が破損した場合は、負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	別紙2	共通	不可抗力			「一定の割合を超える費用負担は市」とありますが、何に対する割合でしょうか。また、その割合はいくらでしょうか。	募集公告等において示します。
232	別紙2	共通	物価変動			「一定の割合を超える物価変動は市」とありますが、その割合はいくらでしょうか。	募集公告等において示します。
233	別紙2	建設	施設損傷			「一定の割合を超える費用負担は市」とありますが、その割合はいくらでしょうか。	募集公告等において示します。
234	別紙2	運転管理	性能			リスクの種類「原水水質事故等による取水停止・制限、水質悪化及び事業継続不可能」のリスク内容「市の判断・指示の遅れ（取水停止の判断）」の負担者が市となっておりますが、取水施設及び設備は市の判断、指示のもと、事業者が運転管理を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	募集公告等において示します。
235	別紙2	4/4	運転管理	性能	要求水質、水量の未達成	「原水水質の急変（施設の処理能力を超えた場合）」と記載されていますが、市負担となる場合の変動範囲や変動継続時間等については募集要項等で公開されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	別紙2 リスク分担保表	2/4	共通	事業者の発注する業務		事業者の発注する業務が2項目あります。内容が若干違うようですが具体的な違いを教えてください。	違いはないものとご理解ください。
237	別紙2 リスク分担保表	3/4	建設	工事費増大		技術提案書提出前に開示された情報で予見できないものは、事業者の帰責事由とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者は、市が開示した要求水準書等の条件に限らず、予見するために必要な情報を入手して事業を遂行してください。そのうえで発生した工事増大が合理的に予見できない事象に起因するものである場合は事業者の帰責事由にはなりません。
238	別紙3					運転管理業務の対象となる各場外施設について、設備の内容、仕様、数量、設置年、補修・修繕・更新履歴等の詳細情報も募集要項等で提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	募集公告等及び資料閲覧において示します。
239	別紙3	3/3				「運転管理業務の対象となる場外施設」について、3/3下部に「※の、各施設の位置図については募集要項等で示す。」とありますが、位置図以外の図面（機器配置図、機器リスト等）についても募集要項等で公開されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目	質問内容	回答
240	別紙4, 5, 6, 7		図面等のデータ全てを「dxf」や「dwg」の形式でいただけないでしょうか。	別紙4、5は「sxf形式」で、別紙6、7はPDF形式等で提供いたします。なお、データは4月中に市のホームページにて公表します。
241	別紙6, 7		貴市が実施した土質調査に関して、室内試験結果などを含めた調査報告書をご提示いただけないでしょうか。	No1を参照。
242	その他		既存浄水場の浄水処理設備、排水処理設備の運用において、苦慮されている内容があれば、ご教示ください。	原水が河川表流水のため、濁度などの水質変化が大きく、運転管理に苦慮しております。
243	その他		樋の口橋左岸側の袂の送水管上の鉄板覆工の耐荷重をご教授ください。	送水管の保護を目的として設置したのですが、工事用車両の進入路等として使用する際には、送水管に影響を与えない対策を求めます。
244	その他		樋の口橋右岸側の道路は仮舗装は可能でしょうか。	道路管理者との協議によります。
245	その他		岩木茜橋、茜通りまたは弘前西バイパスから指定工事場所への道路進入路に何らかの制約はありますか。	道路管理者との協議によります。
246	その他		樋の口橋の可能な交通荷重（最大積載）をご教授ください。	8.0tと確認していますが、事業者は事前に管理者へ確認してください。
247	その他		当該工事区域に面する地番「弘前市大字悪戸字鳴瀬390番」の道路使用許可や道路占用許可は必要となるでしょうか。	現時点では必要ないと考えております。
248	その他		近隣農園等について環境面や工作に関わり何らかの制限などあるでしょうか。	現時点ではありませんが、周辺環境に配慮した施工管理を行ってください。
249	その他		建設対象用地で、土壌汚染などの調査は行われているでしょうか。調査結果があれば報告書をご提示ください。	No113を参照。
250	その他		建設対象用地で、自然由来による土壌汚染（砒素など）の調査は、おこなわれているでしょうか。調査結果があればご提示ください。	No113を参照。
251	その他		当該工事区域内での遺跡調査は行われているのでしょうか？調査結果があればご提示下さい。	遺跡調査の対象区域ではないので、調査は行っておりません。また、今後調査を行う予定もありません。
252	その他		本事業は、100%貴市の予算でしょうか。国や県等からの補助金があるのでしょうか。	No132を参照。
253	その他		本事業の予算額は、公表されるのでしょうか。	No143を参照。
254	その他		調査基準価格及び最低基準価格は、公表されるのでしょうか。	募集公告等で示します。 ※本事業は一般競争入札ではありませんので、調査基準価格の公表はありません。
255	その他		入札参加者が1グループの場合でも入札は成立するのでしょうか。	1グループでもプロポーザル方式により評価を行い、最優秀提案者を選定します。
256	その他		設計業務が早く終わった場合は、建設工事に速やかに着手できるのでしょうか？ その際の条件は、要求水準を超えており、貴市の承諾が必要ですか？	No136、137を参照。 各プロセスにおいて、市との協議及び承諾が必要となります。
257	その他		建設工事が早く終わった場合は、速やかに維持管理業務に移行できるのでしょうか？ その際の条件は、要求水準を超えており、貴市の承諾が必要なのでしょうか？	設計・建設工事は平成38年3月頃までに完了し、平成38年4月から運転管理業務を開始するスケジュールとします。
258	その他		さくら祭り、花火大会、ねぶた祭り等で周辺道路や工事用道路が通行止めになることがあるでしょうか？通行止めになる場合、休工期間と理解して宜しいでしょうか？	一部規制が発生しますが、工事への影響は少ないと考えており、休工は考えておりません。
259	その他		工事期間中の当該工事に必要な除雪の手法並びに費用についてご教示下さい。	除雪手法は事業者提案とし、除雪費用は事業者負担とします。

実施方針に関する質問書・回答書

NO	頁	質問項目	質問内容	回答
260	その他		管理棟に含まれる施設（会議室や事務所等）についてご教示下さい。	No22を参照。
261	その他		管理棟の階数、広さ等についてご教示下さい。	No22を参照。
262	その他		冬期の工事停止期間をご教示下さい。	募集公告等において示します。
263	その他		岩木川上流の津軽ダムで環境放流を行った場合の対処方法をご教示下さい。マニュアル等があればご提示下さい。	環境放流の対処について、本浄水場での対応はありません。